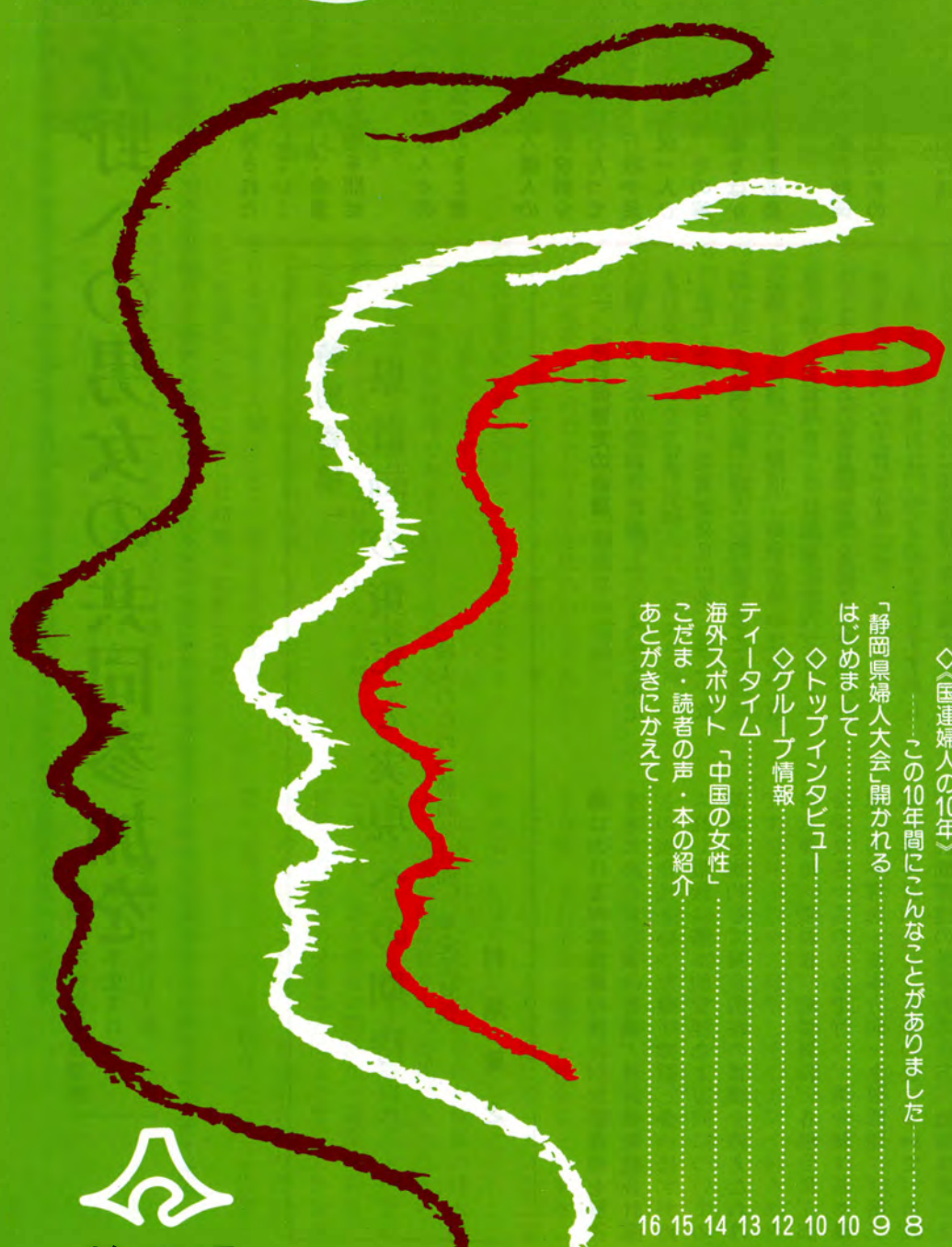


婦人のための情報誌

8号

# ねとねと



## 目次

特集 「婦人のための静岡県計画」策定終わる.....	2
◇県計画の策定と実現への期待.....	2
◇「婦人のための静岡県計画」策定される.....	4
◇「国連婦人の十年」記念シンポジウム開かれる.....	7
◇「国連婦人の十年」.....	7
.....この10年間にこんなことがありました.....	8
「静岡県婦人大会」開かれる.....	9
はじめまして.....	10
◇トップインタビュー.....	10
◇グループ情報.....	12
ティータイム.....	13
海外スポーツ 「中国の女性」.....	14
こだま・読者の声・本の紹介.....	15
あとがきにかえて.....	16



静岡県

# あらゆる分野への男女の共同参加を

「国連婦人の十年」は終わりましたが、残された課題解決にむけて各国が一層の取り組みをしていくことが昨年七月のナイロビの世界会議において合意され、各国は西暦二千年に向けてさらに行動を開始しようとしています。

この十年の中で一番大きく変わったものは人々の意識であり、変わらなかったものも意識であると言われています。

婦人問題の解決は究極的にはひとびと個人個人の意識改革にまたねばなりません。固定的性別役割分業意識を解消していくには、今後長い間にわたっての地道なねばり強い取り組みが必要です。行政や民間団体、マスコミ等の努力のみでなく、県民一人ひとりが日常生活の中で問題を的確に把握し、その解決にむけて取り組むとともに自己の意識改革をはかり、身近なところから変革していく努力がまず必要であると思います。

昭和七十年を目標年次とする「婦人のための静岡県計画」は県民すべてが婦人問題に取り組むための指標となるものです。

これからの社会を維持発展させていくためには、男女平等の実現を妨げる様々の障害を取り除き、男女があらゆる分野へ共に参加し、男女がその個性と能力を最大限に発揮することによってこそ21世紀に躍動する豊かな静岡県づくりが可能であるというのがこの計画の基本精神になっています。

## 「特別寄稿」

### 県計画の策定と実現への期待

「婦人のための静岡県計画」策定委員長

村尾 勇之

#### 一、県計画策定の経緯

「婦人のための静岡県計画」がいよいよ策定されることになりました。

五十九年六月の委員会発足以来、延二十数回に及ぶ会議の他、「婦人の問題を考える地域会議・県会議」の開催、神奈川県のほか、数県の婦人会館視察、県計画策定庁内プロジェクトチームとの意見調整等を経て、今回の計画策定に至ったわけです。

策定内容の検討は、つぎのようにすすめられました。はじめに国際婦人年に関するメキシコ宣言、世界行動計画、後半期行動プログラム、女子差別撤廃条約、国内行動計画、静岡県婦人問題懇話会意見報告書等についての意見交換を行い、続いて静岡県婦人の現状に基づく対応課題の設定、先の地域会議、県会

議における対応課題の検討、対応課題を解決するための対応策の審議、静岡県新総合計画との整合性といった順序で話し合いはすすめられ、最後に基本的な理念と方向についての論議を集約して策定内容の審議を終えたわけです。

起草は、委員長、副委員長、各部長、部会委員各一名の八名で行い、第一部は基本構想（基本理念・基本方向・主要課題）、第二部は基本計画とし、五本の柱について、それぞれ計画推進の基本的考え方、施策体系、主要施策にわけて起草にあたり、各部会、全体会に諮って内容を確定、今回の知事答申に至った次第です。

#### 二、計画策定にあたって思うこと

第一にあげたいのは、静岡県の婦人に関わ



知事への答申



村尾委員長への諮問

る意識、実状をみると、全国平均と比較して多くの指標についてかなりの差異がみられたという点です。調査結果「男は外、女は内」について賛成・全国62・9%（昭54・女）、静岡85・5%（昭53・女）、「男は男らしく女は女らしく教育する」について賛成・全国62・6%（昭57）、静岡70・3%（昭58）に代表されるように、政策決定への女子の参加数、県職員女子採用数、中・高女子教員数、保育所数、公立高校の女子比率、また、女子有業率は高いが所定内給与は低いといったこと等、この段階で改めて見直すべき問題は誠に多いように思われました。

いま一つは、この計画は婦人のための静岡県計画とはいっても、決して婦人のためだけのものではなく、これからの静岡県の発展のために必要なものだということについてであります。この点は、つぎのような意味で、今回の計画策定の最大のポイントの一つのように、私には思われます。

まず、男女が平等であるということ、女性が人間としても個性を能力として開発し活用することが性によって妨げられない状態だと私たちは考えました。

つまり、男性も女性も性別役割によって固定されるのではなく人間としての能力を充分生かして生活し、そこに生じた問題は女性と男性とが力を合わせて解決していくこと、そうすることによって静岡県の活力は増し、家庭も社会も豊かになり安定するのではないかと考えています。

いずれにしても女性が女性としての能力し

かかせないというのでは、これからの社会が必要とする能力は質の面でも量の面でも不足することになると思われます。

### 三、県計画実現に向けての婦人の対応

さて、今回の県計画策定の意義は、これから10年、総合的、全県的に婦人のための施策が推進されることにあります。それだけに婦人の立場で考える時、その中心となる婦人一人ひとりが、まず人間としての身体的、精神的、経済的能力を積極的に開発し活用することの意味を改めて理解しその方向で動き始めることが、県計画を進めそれを実現するために何よりも必要だと考えます。

さらに、家庭や学校、職場、その他の社会活動を通して、まわりの人たちに県計画の意味についての理解を求め、婦人のそうした生き方が、それぞれの属する社会をよくすることになるということを実際に示していくことが大切でしょう。

ともあれ、これからの十年が静岡の婦人にとって歴史の意味をもつ時代であったといえるようにしたいものです。静岡の二十一世紀に向けて、婦人相互の関係が一層深められ、男性と力を合わせるることによって、大きなもののりもたらされることを心から祈りたいと思います。

（昭和六十一年二月記）

筆者プロフィール

昭和八年生まれ

静岡大学教育学部教授

# 「婦人のための静岡県計画」策定される

20人の策定委員の方々の2か年にわたる熱心な審議を経て「婦人のための静岡県計画」の基本構想案・基本計画案が答申されました。

この答申をうけ、県は今後10年間の本県の婦人問題についての目標と課題を明確にし、総合的かつ効果的な施策の推進を図るため、この計画を策定しました。

ここでは計画の中から基本構想の部分について掲載します。

## 基本構想

### 基本理念

#### 一、個人の尊重と男女の平等

戦後、各国の法制上の男女平等は大きく進み、我が国においても憲法で、国民はすべて個人として尊重されるとともに、法の下に平等であり、人種、信条、性、社会的身分によって差別されないとされ、婦人もまた一人の国民として、すべての基本的権利と義務を有することが明記されている。

国際連合が採択し、我が国も昭和六十年に批准した「女子差別撤廃条約」の前文において「国の完全な発展、世界の福祉及び平和の大義はあらゆる分野において、女子が男子と同等の条件で、最大限に参加することを必要としていることを確信し……」と述べられているが、この基本理念は憲法の理念とまさに一致するものといえよう。

我々も婦人問題を単に人間の権利に関する制度や考え方の問題としてのみ考えるのではなく、現実の社会のあらゆる分野で個人の尊重と男女の平等を実現することが最も重要なことと考え、また、それによって社会が発展し平和がもたらされると理解している。

この計画においては、その観点にたつて個人の尊重と男女の平等を基本理念とするものである。

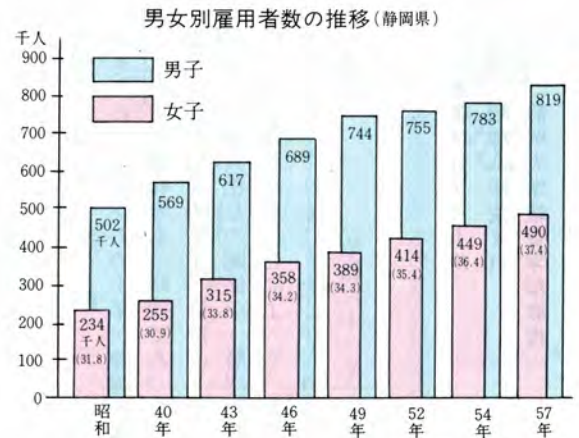
#### 二、婦人の能力と個性の發揮による社会の発展

二十一世紀に向けて、我々の経済社会は、かつて経験したことのない変革の時期を迎えようとしている。

技術革新を主流とし、情報化、国際化、高齢化、自由時間の増大、価値観の多様化などの流れが押し寄せ、これらは企業や家庭あるいは地域社会など生活のあらゆる面に影響を及ぼすことが予測される。

こうした時代を目前にして、その変化に的確に対応し、その中で社会を發展させていく力をどのように創り出していくかが今日の課題となっている。

今後の経済社会の安定と發展を図り、人間的な生活を実現するには、人的資源としての



資料：就業構造基本調査

注：( )は雇用者総数に占める女子の割合

婦人の能力の開発と活用がその推進力として欠かせないものである。

婦人が各種の教育等を通して個性と能力を養い、精神的・経済的自立能力を高め、その能力を最大限に発揮して男女が協力しあうことで社会は発展する。

婦人の能力の活用は、男女平等の基盤にたつて、その能力を十分に発揮しうる社会的条件を整えるとともに、婦人自らも固定的な観念にとらわれることなく、一生を展望して自分の個性と能力を発揮する生き方を選択することによって可能となる。

### 三、二十一世紀をめざす静岡県づくり

本県は、恵まれた自然環境、豊かな経済産業基盤、特色ある地域文化の創造など優れた県勢を誇っている。技術革新に伴う大きな社会変化に対応し、二十一世紀に向けてさらに発展するためには、このような潜在的な発展力を最大限に活用して、あらゆる可能性に挑戦する努力を積み重ねていかなければならない。そして、今までのように男性を中心とした社会づくりではなく、県民すべての英知とエネルギーを結集して、婦人の個性と能力が十分発揮されることが何にも増して重要となる。

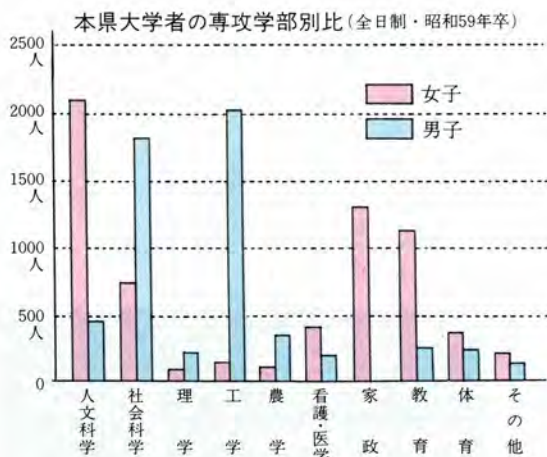
なぜなら、豊かな人間生活が可能となる静岡県づくりには、婦人の能力の開発と活用がその推進力として欠かせない要素であると同時に、その推進の過程において本計画の目標とする男女平等の理念が実現していくものと確信するからである。

## 基本方向

### 一、固定的な性別役割分業の見直しと社会的慣行の是正

「男は仕事、女は家庭」と言われるように日本の社会では、生まれたときから男の役割女の役割が決められ、それに沿って育てられることが多い。

家庭では家事、育児、老人介護等一切婦人が負うべきものとの通念が強いし、そのため就労の場合などにおいても十分な力を発揮することができず、責任を持つことに消極的にならざるを得ない状況におかれ、それが就労条件などに性による差別を生む結果となっている。



資料：昭和60年度「教育統計要覧Ⅰ」

今、婦人も「自分の生き方を選べるようになった」とはいえ、現実には長い間培われてきた固定的な性別役割分業意識や、これに基づくさまざまな因習や社会慣習が依然として根強く残っており、婦人問題の解決を妨げる最大の要因となっている。

したがって、本計画においては、固定的な性別役割分業の見直しと社会的慣行の是正を第一の基本的な方向とする。

(一) 婦人問題を解決し、婦人の自立と社会参加を進めるためには、まず婦人自身の意識の改革が必要である。

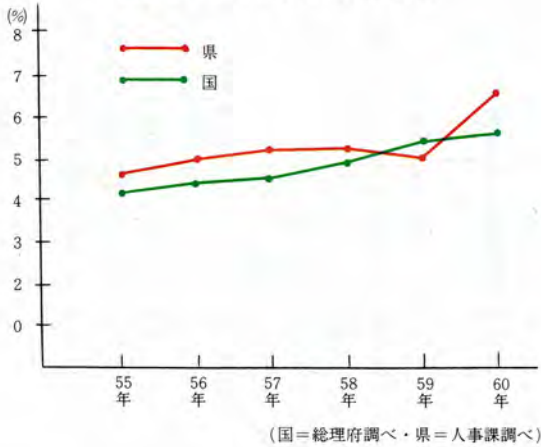
(二) 長い歳月の間に作られた慣習の中で無意識に男女差別を受け入れ、固定的観念にしばられていることから脱却する努力は男女共に必要である。

(三) 婦人問題を正しく認識し理解するためには、幼児期から老年期まで一貫して、男女平等教育を学校、家庭、社会のあらゆる場で推進することが重要である。

### 二、婦人の経済的基盤の確立

婦人は従来、家庭生活の維持にとりわけ大きな貢献をしてきたが、それに対して十分な評価がなされていなかった。夫の扶養家族として営々と過ごしてきた結果、相続や財産分与になると、決して男女平等ではなかった。経済的基盤は、人間が生活をしていく上で欠くことのできない要素であるが、婦人にとっては、社会的不公平、差別の中にあつて脆弱なものになっており、その基盤の確立が成されなければならない。

審議会等における女性委員の割合



三、新しい家庭像の確立と家庭機能の補完  
婦人は、家庭と直結した関係にあり「家庭」

(一)民法の改正等により制度上の婦人の経済的地位は向上してきたが、夫婦の財産関係等において実質的な平等を実現する必要がある。  
(二)一生を展望した生活設計を立てる上では婦人が労働により収入を得て経済力を持つことが重要であり、働く権利を保障する必要がある。  
(三)婦人の労働と家事、育児など家庭生活との間に幾多の問題もあり、女性の経済的基盤の確立の上でこれらの調和のための総合的な取り組みが必要である。

という領域でさまざまな役割を受け持つて家庭を支えてきたが、このことが婦人の経済的社会的自立を困難にしていた要因の一つともいえる。

家庭は人間の生命を維持し発展させる場であり、社会の基礎的単位としての重要な役割を持つが、家庭をめぐる経済社会環境の変化に伴い、近年家庭の持つ機能を失いつつある。家庭に対する社会的関心が高まっている中で子育て、夫婦の結びつき、老後等の問題を踏まえながら、新しい家庭の意義と役割を考えてみる必要がある。

(一)これからの家庭のあるべき姿として、「男女が共同して責任を果たす家庭」の確立が必要である。

(二)家庭が、相互に人間形成を目指し、それぞれが能力を最大限に発揮する必要がある。

(三)安定した豊かな家庭づくりには、家族の相互扶助はもとより、地域社会との連携を始めとする様々な補完制度の整備が必要である。

四、母性の尊重と社会的保障

婦人は昔から生理的、心理的特性において「弱き者」とみなされ、妊娠・出産・育児等により社会的諸活動をする上で制約されるなど不利な条件におかれながらも、それに対しては「保護」という消極的な扱いを受けていたにすぎない。

生命を産み育てる機能は、人間にとって根源的なものであり、人類社会共有の機能である。

特に婦人は母性を持つ存在として、次世代を担う健全な子どもを産み育てるといような役割を持つており、これは社会的に尊重し保障しなければならない。

(一)母性が健全に維持されるためには、母性の重要性について社会の認識を高めるとともに、長期的展望にたった母性保健対策が必要である。

(二)婦人が社会的諸活動の場で、妊娠・出産・育児等の負担により母性が損なわれず、産み育てる機能を十分に発揮することが出来るような保障制度や条件の整備が必要である。



最終全体会